		十三　甲板及び積載場所における喫煙を禁止し、その旨を目立つ場所に表示すること。 十四　積載中は、積載場所のハッチを非常時に開放できるようにすること。 十五　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 十六　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 十七　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 十八　航海中は積載場所を通風しないこと。 十九　積載場所のハッチは風雨密であること。 二十　航海中を通じて貨物温度を毎日計測し、記録すること。 二十一　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。 二十二　陸揚げ後は、積載場所のビルジウェル及び排水口を点検し、閉塞物を取り除くこと。
硫酸アンモニウム［硫安］	AMMONIUM SULPHATE	一　積載場所は清浄かつ乾燥した状態であること。 二　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において荷役作業をしないこと。 四　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　船積み中は、可能な限り、粉じんの発生を防止すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 八　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 九　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 十　航海中は積載場所を通風しないこと。 十一　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。 十二　陸揚げ後は、同じ品名の貨物を積載する場合を除き、積載場所を十分に清掃し、洗い流すこと。
アンチモン鉱及び残滓	ANTIMONY ORE AND RESIDUE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
バライト（重晶石）	BARYTES	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
ボーキサイト	BAUXITE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　ビルジウェルは清浄かつ乾燥した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。
バイオスラッジ	BIOSLUDGE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
ホウ砂（五水和物）［ホウ酸ソーダ(五水和物)］	BORAX (PENTAHYDRATE CRUDE)	一　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において荷役作業をしないこと。 三　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 六　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 七　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 八　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
ホウ砂（無水物）（天然又は精製）	BORAX, ANHYDROUS (crude or refined)	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 五　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。